

公的研究費に係る不正取引に関与した業者に対する処分方針

2023年2月13日 制定

特定非営利活動法人 日本小児がん研究グループ

(目的)

第1条 この方針は特定非営利活動法人 日本小児がん研究グループ（以下「JCCG」という。）が定める「特定非営利活動法人日本小児がん研究グループにおける公的研究費等の取扱いに関する要領」第15条第6項、及び「特定非営利活動法人日本小児がん研究グループにおける公的研究費等の不正使用防止計画」④研究費の適正な運営及び管理活動に基づき、公的研究費の不正行為に関与した業者に対する処分方針を定めることを目的とする。

(対象)

第2条 本処分方針の適用対象は、JCCGの公的研究費に係る取引に関係するすべての取引業者とする。

(処分の対象となる行為)

第3条 処分の対象となる行為は、以下のとおりとする。

- (1) 取引に係る書類の作成に際し、虚偽の記載を行うなど、不正の行為があったとき
- (2) 取引の履行に際し、虚偽の請求を行うなど、不正の行為があったとき
- (3) 調査に当たり、虚偽の申告をしたとき
- (4) JCCG職員に絡む贈収賄があったとき
- (5) その他、社会的規範から逸脱した行為があったとき

(弁明の機会)

第4条 処分の対象となる行為を行った業者は、弁明の機会を与えられるものとする。

(処分の方法)

第5条 不正な取引に関与した業者に対する処分は、取引停止をもって行う。

2 取引停止は、不正への関与の程度、金額等に応じ、その都度最高管理責任者が決定する。

3 取引停止の期間は、不正を認定した日より1ヵ月以上24ヵ月以内とする。また、極めて悪質な事由、又は極めて重大な結果を生じさせた事案の場合の取引停止期間については24ヵ月以上とすることができる。

4 最高管理責任者は前項において、即時の取引停止がJCCGの活動に著しく影響を及ぼすと判断した場合は、一定期間を経た後に取引停止とすることができる。

(誓約書の徴取)

第6条 物品購入、賃貸借、請負等に関して、予定価格が1件当たり30万円以上となる場合、又は年間の取引金額の総額が200万円を超える取引業者に対して、不正を行わない旨等を記した誓約書の提出を求めることとする。

2 ただし、次の各号の者は、誓約書の徴取の対象から除くものとする。

- (1) 国、地方公共団体、国立大学法人、独立行政法人等の公的機関
- (2) 学校法人
- (3) 国際組織、外国企業等
- (4) 電気、ガス、水道、電話、郵便及び宅配事業者
- (5) 会計監査法人、弁護士、税理士及び特許事務所
- (6) その他、誓約書の徴取の対象になじまない者

3 徴取回数は1回とし、JCCGにおいて不正対策に関する方針やルール等を見直した場合には、あらためて徴取することとする。

(取引状況の確認)

第7条 JCCG事務局は特定業者への発注等が必要以上に存在していないか適宜把握するとともに、必要に応じて、JCCGの未払金と業者の売掛金を照合するなど取引状況の実態確認を行う。

以上

誓約書

私（当社、当法人）は、特定非営利活動法人 日本小児がん研究グループ（以下「JCCG」という。）との取引にあたり、下記の事項を遵守することを誓約します。

記

- 1 JCCG の公的研究費による研究活動の不正行為防止のための趣旨を理解し、JCCG の諸規程等を遵守し、不正に関与しません。
- 2 JCCG が依頼した調査等において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力します。
- 3 不正が認められた場合は、JCCG の「公的研究費に係る不正取引に関与した業者に対する処分方針」に定める取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議はありません。
- 4 JCCG の職員等から不正な行為の依頼等があったときは、通報窓口に通報又は相談します。

令和 年 月 日

特定非営利活動法人 日本小児がん研究グループ
理事長殿

(住 所)

(名 称 等)

(代表者役職・氏名)